平成２３年（フ）第１５１７２号
東京都品川区戸越５丁目12―６　サンハイツ５―105
破産者　山田　洋三
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０８号
埼玉県越谷市東大沢２―18―６、住民票上の住所東京都中央区新川２丁目19―６―1301
坂口方
破産者　山口　美紀
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３１７号
東京都東久留米市前沢３丁目１―２―205
破産者　白鳥　隆三
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３４２号
東京都品川区東品川１丁目39―２―305
破産者　堤　　昭
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３４３号
東京都目黒区自由が丘１丁目17―15―203
破産者　富仲信之介
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３４４号
東京都目黒区自由が丘１丁目17―15―203
破産者　富仲　美好
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４１５号
埼玉県所沢市けやき台２丁目20―５―306
破産者　若月　進也
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５６号
千葉県佐倉市王子台２丁目27―６―201
破産者　溝口　敏行
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４９１号
東京都江戸川区西小岩３丁目24―８―302
破産者　平井　利和
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４９２号
東京都練馬区北町１丁目27―７―102
破産者　新川　勝利
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５５９号
東京都練馬区南田中５丁目４―６―203
破産者　大木　茂次
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５６５号
東京都豊島区長崎２―20―２―102、住民票上の住所千葉県富里市七栄204―19
破産者　刈田　安清
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６１１号
神奈川県川崎市麻生区岡上330―７
破産者　玉造　聖子（旧姓平山）
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６１９号
東京都練馬区貫井１丁目21―11―103
破産者　久下　博司
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６２１号
東京都足立区関原２丁目22―21　エリール１―203
破産者　武笠　宮妃（旧姓盛池）
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６５６号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町535―２―G―101
破産者　石川　清之
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７１４号
東京都世田谷区経堂３丁目10―15
破産者　中尾有希子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６８号
茨城県水戸市下大野町4307番地の１
破産者　株式会社エスコート
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７７号
茨城県水戸市千波町2345番地15
破産者　有限会社ＳＲＣ
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９０９号
東京都港区麻布十番１丁目５番13号
破産者　株式会社イマジセンター
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１６０号
東京都千代田区永田町２丁目14番３号　赤坂東急ビル
破産者　アーバン・レジデンシャル投資法人
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６０９号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目15―13―105
破産者　久末　貴志
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部